

## 1 社会保険の適用事業所

全ての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除き常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所は強制適用事業所となり、原則としてそこで働き、条件を満たす労働者は、被保険者となります。

### 健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所

- ① 全ての法人の事業所
- ② 個人事業所のうち、製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健事業、通信報道業、社会福祉事業、土業を行い、常時5人以上の従業員を使用する事業所

## 2 被保険者の範囲

パートタイム労働者にかかる社会保険の被保険者資格の取得基準は、以下のとおりです。

### 被保険者資格取得の基準

「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）であること。

また、上記の4分の3基準を満たさない場合であっても、以下の①から⑤までの5つの要件（以下、「5要件」という。）すべてを満たすパートタイム労働者については、社会保険の被保険者となります。

| 要件    | 令和4年10月1日～                                              | 令和6年10月1日～                                             |
|-------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ①労働時間 | 1週の所定労働時間が <b>20時間</b> 以上                               |                                                        |
| ②月額賃金 | 月額 <b>8.8万円</b> 以上                                      |                                                        |
| ③勤務期間 | 継続して <b>2か月以上</b> 雇用される見込み                              |                                                        |
| ④適用除外 | 学生でないこと                                                 |                                                        |
| ⑤企業規模 | 常時 <b>101人</b> 以上の被保険者を使用する企業（ <b>特約適用事業所</b> ）に勤めていること | 常時 <b>51人</b> 以上の被保険者を使用する企業（ <b>特約適用事業所</b> ）に勤めていること |

※同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6か月以上、100人を超えることが見込まれる場合を指します。

(注) 法改正により、令和4年10月から②勤務期間要件と⑤企業規模要件が変更されました。

⑤企業規模要件は令和6年10月から引き下げられました。

改正法の詳細については、厚生労働省公式インターネットサイト「社会保険適用拡大特設サイト」をご覧ください。<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>



また、被保険者数が上記⑤を満たさない事業所であっても、(ア) 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所、(イ) 地方公共団体に属する事業所については、上記①から④までを満たせば、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

なお、被保険者が産前産後休業、育児休業を取得する場合は、事業主が年金事務所に申請することで、本人分・事業主分共に休業中の社会保険料が免除されます。

### 3 「4分の3基準」を満たさない場合

パートタイム労働者が社会保険の被保険者とならず、かつその配偶者が被保険者となっている場合、原則として、労働者の年収が130万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第3号被保険者（本人負担なし）となります。

年収が130万円以上であれば、国民健康保険の被保険者となり、かつ20歳以上60歳未満であれば国民年金の第1号被保険者になります。

社会保険の適用要件（パートタイム労働者の配偶者が雇用されている場合）

| 資格要件 | 所定労働時間 |                                       | 4分の3基準を満たさない者であって、かつ5要件を満たさない者                                      |                                                |                            |
|------|--------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------|
|      | 年収     | 4分の3基準を満たす者又は5要件全てを満たす者               | 原則として年収が130万円[180万円(注1)]未満                                          |                                                | 原則として年収が130万円[180万円(注1)]以上 |
| 適用   | 医療保険   | 健康保険等被用者保険の被保険者                       | (家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)健康保険等被用者保険の被扶養者                             | (家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)国民健康保険の被保険者           | 国民健康保険の被保険者                |
|      | 年金     | 厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)(注2) | (配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合)厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)(注2) | (配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合)国民年金の第1号被保険者(注2) | 国民年金の第1号被保険者(注2)           |

(注1) 認定対象者が60歳以上の者である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

(注2) 対象となるのは、第1号被保険者が20歳以上60歳未満、第2号被保険者が70歳未満(厚生年金の場合)、第3号被保険者が20歳以上60歳未満の者です。

※健康保険料 [全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)] (令和7年3月分～)

|             |                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 月額<br>(東京都) | 標準報酬月額の9.91%(労使折半)[介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は、介護保険料率(1.59%)が加わり、11.50%となります。] |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|

※厚生年金保険料 (令和2年9月分～)

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 保険料月額(一般被保険者)    | 標準報酬月額の18.300%(労使折半) |
| 賞与に係る保険料(一般被保険者) | 標準賞与額の18.300%(労使折半)  |

詳しくは、最寄りの年金事務所、加入している健康保険組合、  
全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部(03-6853-6111)へお問い合わせください。